

町内会・自治会長 様

盛岡市市民部市民協働推進課長 熊谷 修二
玉山総合事務所総務課長 壽 俊行

**新型コロナウイルス感染症に対する町内会・自治会行事等の対応について
(お知らせ)**

日頃、市政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年 1 月 23 日(日)に「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」が発出され、県民に対し混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出の自粛が呼びかけられたところですが、本市においても、令和 4 年 1 月 25 日(火)に、1 日当たりの感染者数が過去最多となったことから、町内会・自治会行事等の対応について、次の取扱いを参考にさせていただきますようお願いいたします。

町内会・自治会長様におかれましては、お手数をおかけしますが、何卒、御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1 通知の対象期間

本通知の発出日から新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言が解除されるまでの間

2 協力をお願いしたい町内会・自治会行事等の取扱い

区分	これまでの取扱い	今後の取扱い
不特定の方が集まる行事	・ 行事等の開催に当たっては、基本的な感染防止対策(※)の徹底を図った上で実施していただくようお願いいたします。	・ 開催の延期・中止、又は開催方法の変更を検討。
特定の方が集まる行事		・ 開催時間の短縮や人数制限など参加者間の接触を可能な限り減らす。

※ 基本的な感染防止対策の例

- ・ 飛沫防止効果の高い不織布マスク等を正しい方法で着用する。
- ・ こまめな手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する。
- ・ ワクチン接種後もマスクを着用する。
- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける。
- ・ 近距離での会話や大声での発声等を避ける。
- ・ 毎日の健康確認。体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診する。
- ・ 密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく、二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの要素をともなう会合等を回避する。
- ・ 会食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。

3 その他

上記取扱いが新たに変更された際には、今後も適宜、お知らせいたします。また、今後の感染状況等に応じ、国等から発出される情報も参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

担当：市民部市民協働推進課 地域活動係
電話 019-626-7500 (直通)
玉山総合事務所総務課 地域政策係
電話 019-683-2116 (直通)